保護者向け　啓発リーフレット　　令和６年６月発行　No.1

インターネットトラブルを防ぐために

発行：岩見沢市教育委員会　指導室　青少年センター

お子さんが利用するスマートフォン〔スマホ〕を契約するとき、

【お子さまのご利用に関する同意】 どちらを選択しましたか？

〔携帯会社の一般的な「契約時に記入する同意書」〕

・フィルタリングを利用せずにインターネットを利用すると、お子さまの健全な成長に悪影響を及ぼす違法・有害情報に触れる可能性があることを理解しました

・SNS などを通じた見知らぬ相手とのやりとりにより、トラブルにあう青少年が増えており、また犯罪の被害者になるだけでなく、知らないうちに加害者になるリスクもあることを理解しました

〇フィルタリングサービスを選択する場合

・お子さまに　最適なフィルタリングサービスを選択しました

●フィルタリングサービスを選択しない場合

・私は保護者の責任において、フィルタリングサービスに加入しないことを申し出ます。

＊「気をつける」では防げない有害情報を「フィルタリング」が防ぐ！

〔携帯各社のフィルタリングサービスによって詳細が異なります。〕

・個人情報の漏洩
・架空請求
・詐欺サイト
・犯罪に巻き込まれる危険
・危険サイトへのアクセス
・利用時間の管理

今や、日常生活では欠かすことができない、スマホやタブレット、PC などのデバイス。

「このツールを、安全に、賢く使いこなす。」

トラブルを起こしてしまった場合、その解決は保護者の責任において、行っていかなければなりません。

〔青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〕より

スマホを使用する人が 18 歳未満の未成年者の場合、通信事業者はフィルタリングを設定して販売することが義務化。フィルタリング設定の解除は、保護者が書面で申し出なければならない。

©2024　岩見沢市教育委員会　指導室　青少年センター　seishou@city.iwamizawa.lg.jp
ＴＥＬ：0126-33-3333　　ＦＡＸ：0126-25-0777